

ヴァレンシュタインの軍税制度と三十年戦争期の軍隊

——傭兵軍紀律化の諸問題と「軍事革命」——

齊藤 恵太

はじめに

1. 15世紀末から17世紀初頭の軍隊—傭兵制度と軍事企業家—
2. ヴァレンシュタインの軍税制度
3. 軍税制度と軍事企業家
4. 軍税制度と傭兵

おわりに

はじめに

歴史学のテーマとして、軍隊はこれまで以上にその存在を認められつつあるといってよいだろう。二度に及ぶ大戦の経験から、いわゆる「軍事アレルギー」を示していたドイツの歴史学界においても、1996年に刊行された『戦争と平和—近世における軍隊と社会』を皮切りに、社会史や都市史、女性史などと絡みつつ、軍隊というテーマは今や積極的に取り組まれるようになった¹。

一方で日本の西洋史学界に目をむけると、ドイツと似たような事情から、軍隊はここでも長らく忌避されてきたようだ。しかし、状況は変わりつつある。特に近世史に関しては、ドイツの学界における展開から受ける刺激と並んで、「軍事革命(military revolution)」という概念が、軍隊というテーマを定着させる上で極めて大きな役割を果たしてきたといえるだろう²。

本稿はその「軍事革命」という概念の検討をきっかけに、軍隊というテーマについて、一つの捉え方を模索するものである。

「新しい軍事史」とも呼ばれる潮流の一翼を担う概念として位置づけられる「軍事革命」をめぐっては、欧米の研究者たちの間でこれまで激しい議論が繰り広げられてきた³。ここではまずそれらを概観した上で、近世で最大規模の戦争の一つである三十年戦争期の軍隊がどのように捉えられてきたのか、またそうした捉え方がどのような問題点を含むのかを明らかにし、本論へ移る足がかりとしたい。

「軍事革命」という概念は、1955年にロバーツが「軍事革命」と題する就任講義を行ったことに発する。それによると近世ヨーロッパにおいて、まずオランダ軍とスウェーデン軍によって火器戦術の革新がもたらされ、それは三十年戦争の戦況を背景にして広域的な戦略の組み立てを可能にした。更にこうした変化は兵力の規模、ひいては戦争の規模の拡大を招く。その上でロバーツが強調したのは、これら純粋に軍事的な一連の変革が、中央集権国家の形成を含め、社会全体に与えたインパクトの大きさである⁴。

それに対し、パーカーはまず1976年の論文で批判的検討を試みた。特に「イタリア式設計」と呼ばれる要塞に注目し、それがもたらした攻囲戦の変革と戦争の規模拡大、そして財政的・行政的負担の増加が国家と社会に与えたインパクトこそが革命的であったとパーカーは結論する。その上で革命の時期を、技術革新と兵力膨張が顕著にみられる16世紀の前半から18世紀初頭にまで拡大し、最大の力点を16世紀に置き直した⁵。

1988年の『軍事革命—軍事革新と西洋の勃興、1500-1800』では、そういった近世ヨーロ

ツパにおける軍事技術の革新が世界史的文脈に置き換える。「軍事革命」は、ヨーロッパが地球的大規模に霸権を広げるに至った主要因としての意味も持つようになったのである⁶。

しかしヨーロッパ内部の展開においてそれが完成されたのはどの時期なのだろうか。

パーカー自身の考えは、その論文「三十年戦争期の兵士たち」から読み取ることができる。特に三十年戦争期の軍隊がどのように戦ったのかという問題に関して、パーカーは1590年代オランダの軍制改革と斉射戦術の発明を新しい戦争の幕開けとし、「軍事革命」は「17世紀初頭に成熟し、三十年戦争中に完成了」と結論している。それまでの論点をふまえて補足するならば、16世紀における軍事技術の発展が、17世紀初頭から三十年戦争期にかけて、ヨーロッパに軍事的優位をもたらすほどの水準に達したことになるだろう⁷。

こうした見解に対しブラックは、15世紀末から16世紀前半における火砲と「イタリア式設計」の普及が持つ意義は認めながらも、17世紀後半における行政組織の改善がもたらした陸海軍の革新と膨張を、非ヨーロッパ世界、特にオスマン・トルコに対する軍事的優位をもたらした主要因とする。そしてその間にあら「ロバーツの時代」、すなわち17世紀前半における変化についてはその意義を疑問視した⁸。

一方でロジャースによると、ヨーロッパは、スイス式の密集戦術による「歩兵の革命」、百年戦争末期フランスやレコンキスタ最終局面のスペインにおける「砲兵の革命」、15世紀末から16世紀にかけての「対攻城砲要塞の革命」、そして三十年戦争前後の時期における「教練、軍事官僚制、兵力規模の革命」を経験した。こうした「一連の革命」が、18世紀におけるヨーロッパの軍事的優位を生み出したというのである⁹。

しかし、パロットは「三十年戦争期の戦略と戦術—『軍事革命』」の中で、三十年戦争期において「軍事革命」を構成する要素について批判を試みている。それによると、斉射戦術は限定的な意義しか持ちえず、三十年戦争期における戦闘の勝敗はこれまでと同じく兵の戦意に負うところが大きかったという¹⁰。

また兵力の膨張と軍事官僚制に関して、「イタリア式設計」が比較的普及していなかったドイツにおいて兵力の膨張を引き起こしたのは、攻囲戦の変革でもそれがもたらした軍事官僚の成長でもなく、戦争に参加した各國がドイツで用いた軍税制度(Kontributionssystem)であったとパロットは主張する。軍税制度については本論で詳しく論じることになるが、ここで簡略に説明しておくと、それは戦争にかかる費用を占領地域の住民から徴収する制度である。こうした軍税徴収のため占領地域に広く分散・配置された兵力の総数こそが、三十年戦争期にみられる兵力の膨張の正体であったとパロットはいう¹¹。

兵力膨張と軍事官僚制に関するパロットの指摘は、日本の学界にそれを紹介した大久保論文が認めるように、確かに説得力があるといえるだろう¹²。だが戦術面に関してはどうだろうか。

パロットの議論は斉射戦術が実行されたという前提のもと論じられている。しかし、「特定の交戦に関する寸分の狂いもない報告が存在しない¹³」のならば、そもそも三十年戦争期の軍隊にこうした新戦術を実行する能力はあったのか、という根本的な問題提起がなされるべきではないだろうか。

そこで考察への一つのきっかけとして浮かび上がるのが軍隊の紀律である。第一に、パーカーが主張するように、斉射戦術が紀律を必要条件としていたことは明らかだからである¹⁴。だがそれ以上に、紀律の実際のあり方をどのように捉えるかという問題は、軍隊をテーマと

して扱うに際して一つの提言を含んでいるように思われる。

いわゆる「社会的紀律化」概念とも関連することだが、確かにパーカーや他の研究者が主張するように、マウリッツやグスタフ・アドルフといった同時代の指導者、あるいは教育者たちによる改革が軍隊の紀律に大きな影響を与えたことは疑いえない¹⁵。だが紀律に限らず、そもそも軍隊のあり方というものは、何よりもその主たる構成員である兵たちの生活条件や、それに対する兵の側からの反応に大きく左右されるものではないだろうか。書物や規定などに反映される改革的要素と同様に、そうした要素もまた重視されるべきではないだろうか。

こうした問題意識のもと、本稿では三十年戦争期の軍隊、特にその圧倒的多数を占めた傭兵軍を考察するにあたって、特に軍税制度に着目する¹⁶。自身の創作とはいえないものの、ヴァレンシュタインが制度にまで仕立て上げたこの軍隊維持の手段ほど、三十年戦争期の兵たちの生活条件、ひいては軍隊のあり方に大きな影響を及ぼしたと考えられてきたものはないからである。そのことはまた、パロットが指摘するように軍隊の数的な側面からも窺い知れるといえるが、こうした「上から」の取り組みを「下から」の反応との相互関係の中において捉えなおすことで、「軍事革命」という概念、さらには軍隊というテーマをより深く掘り下げができるのではないかだろうか。

本論では、第一章で三十年戦争以前の軍隊を概観し、第二章では当時の軍隊が抱えていた問題に対しヴァレンシュタインがどのように取り組んだのかを明らかにする。その上で、第三章ではこうした取り組みがどのように展開したのか、第四章ではそれが兵にどのような結果をもたらし、また兵の側はどのような反応を示したのか、紀律のあり方を一つの指標として、当該時期の軍隊のあり方に迫っていきたい。

1. 15世紀末から17世紀初頭の軍隊—傭兵制度と軍事企業家—

三十年戦争期の軍隊は、15世紀末から17世紀初頭にかけての軍隊が備えていた特徴を多く受け継いでいる。したがってここではまず、ランツクネヒト(Landsknecht)と呼ばれたドイツ人傭兵と、それを率いた軍事企業家（傭兵隊長）を中心に、三十年戦争以前における軍隊のあり方を概観する¹⁷。

近世前半において戦争をするには、まず兵を募ることから始める必要があった。こうした軍隊の立ち上げと運営・維持にかかる行政的、時には財政的な負担をも、戦争の当事者である君主から請け負ったのが軍事企業家である。契約にあたっては、相互に対する義務と権利が「辞令(Bestallung)」と呼ばれる一種の契約書によって明文化された¹⁸。

募兵にさしあたり必要な資金の供出者は地域によって様々であった。しかしドイツ語圏に關していくれば1500年頃以降、募兵に限らず軍隊の運営・維持に必要な資金は軍事企業家が信用貸しというかたちで肩代わりすることが特徴となる¹⁹。その背景として、君主が軍事企業家への支払いにあてる資金、すなわち自領からの収入や諸身分から提供される戦争税は出し惜しみ、あるいは財政難によって滞りがちであったのに対し、軍事情勢に即して活動する軍事企業家は臨機応変に資金を工面する必要があった、という事情がある。したがって軍事企業家は軍事的な指導者であると同時に財政家でもあり、主としてそれなりの資産を持つ貴族階級の出身者によって構成された²⁰。

資金繰りに一応の目途がつくと、軍事企業家はさっそく募兵にとりかかるわけだが、その前に中世末から近世にかけての軍隊における戦闘単位と指揮官の位置づけの変遷をおさえて

おきたい。マクシミリアン一世の時代においては500人位からなる中隊(Fähnlein; Kompanie)が独立した戦闘単位であり、中隊長(Kapitäne; Hauptmann)は雇い主である君主と直接契約を結んでいた。その時期における連隊(Regiment)とは、単に複数の中隊にまたがる統制と運営を意味したに過ぎない。こうした関係が変化したのは1520年代で、連隊長(Oberster Hauptmann; Oberster; Obrist)が君主と契約を結び、中隊長は連隊長の下で補佐をする役割を持つようになる。つまり連隊長は請負人(contractor)、中隊長は下請人(sub-contractor)という性質を帯びるようになった²¹。

以上のこととふまえた上で、募兵の流れを追ってみよう。「辞令」を受け取ると、連隊長は個人的な人脈を通じてまず中隊長を召集する。中隊長は君主が発行した募兵特許状(Werbepatent)を受け取り、中隊の立ち上げにかかる。その際必要な資金は連隊長か君主から与えられ、召集閱兵地とその日付も伝えられた。募兵地域と召集閱兵地が離れている場合、中隊長は与えられた資金から移動にかかる費用を傭兵志願者に支給する。これは手付金としての意味も持ち、受け取ったものには傭兵としての義務が生じた。召集閱兵地では査閲や誓約といった、君主と兵の両者を拘束する法行為が行われる²²。

そうして立ち上げた軍隊を維持するには、何よりも傭兵に支払う給料が必要だった。給料の支払い方に関しては、近世を通じて根本的な変化はみられない。まず支払いに先立って、召集閱兵が行われる。君主の代理人はそこで契約書の規定をもとに連隊の状態、頭数などを査定し、それに応じた給料の総額を連隊長に支払う。連隊長はそこから各中隊の給料を中隊長ごとにまとめて支給し、中隊長は階級、装備に応じてそれぞれの兵に給料を支給した²³。

しかしこれはあくまで形式である。「当時の経済事情のもとでは、期日通りに支払うこととはほとんど不可能であった」。その上、とレートリヒは続ける。「君主と軍事企業家、そして傭兵たちの間にある利害関係のもつれが、事態を必要以上に悪化させていた²⁴」。

前述のように、給料は召集閱兵の後で君主から支払われた。したがって君主は召集閱兵を遅らせればそれだけ支払いを滞納でき、逆に傭兵はそれを終えなければ給料を得られなかつた。実際のところ、部隊が反乱寸前になるまで召集閱兵は行われなかつたようである²⁵。

また、君主が敵地、あるいは侵入した中立地域に戦費を負わせようとしたことも支払いを遅らせる原因となった。つまり、焼き討ちをするかわりに金品や食料を脅し取るという、免焼金(Brandschatzung)を軍が町や農村に課すことを望んだのである。その性質やヴァレンシュタインの軍税制度との関連性は次章で論じることになるだろう²⁶。

君主からの支払いが行われても、兵のもとにそれが届くまでには更に連隊長と中隊長の手を経なければならなかつた。特に中隊長から個々の兵に支給される過程で遅れが生じた。一度中隊分の給料を受け取ってしまえば、支給すべき兵の頭数が戦死や病死、脱走によって減った分だけ自分の懐に入ってくるため、中隊長は可能な限り支払いを遅延したからである²⁷。

それゆえ、一月、あるいは数ヶ月にも及ぶ給料の遅れが、例外というよりは常態であった。支払いがないために、全軍が崩壊するに至るまで宿営地に飢餓がはびこることさえしばしばあったようだ²⁸。

16世紀の軍隊において食糧は無償で与えられるものではなく、傭兵はこうした生活必需品を各自で調達しなければならなかつた。それらの物資は酒保商人(Marketender)と呼ばれる人々によって供給されたが、もちろん金がなければ買うことができなかつた。そもそも金のない軍隊には酒保商人が寄り付かなかつただろう。したがって、給料の代わりにしばしば支

給される布などの現物や、掠奪品を売ることもできたとはいえ、給料の支払いは傭兵にとって死活問題であったといえる²⁹。

一方で、軍隊を養う上で掠奪が果たしていた役割は無視できない。先に示したように君主が支払いを済った背景には、軍隊が掠奪によって自活することへの暗黙の期待が窺えるからである。しかし、掠奪をする兵は戦場となる地域を、時に自分達の軍隊を養うことができなくなるまで荒廃させた。そしてそういった軍隊は、戦略的には保持することができない地域をもしばしば放棄せざるをえなかつたのである³⁰。

だが給料の未払いは、何よりも軍隊の統制を乱した。給料の支払われない傭兵はしばしば命令不服従というかたちで反乱を起こしたのである。つまり宿営地や要塞からの移動や、敵への攻撃を拒否したのだ³¹。

このような軍隊の「機能不全」は、元をたどればすべて君主の支払い能力の欠如に行き着くことがわかる。言い換えれば、16世紀の君主たちは給料未払いの代償として、戦争の道具であるべき兵の側に戦術や戦略、ひいては政治的な影響力をも持たせざるをえなかつたのだ。

こうした問題を最初に解決したのはオランダ政府である。まず黄金期のアムステルダムの富がそれを可能にしたことには疑いえない。だがそれに加え、商業ネットワークを通じて内外の投資家から借り入れた資金の利払いと返済を、オランダ政府は「商人らしい几帳面さ」で期日通りに行ったのである。そのため投資家からの融資は途絶えることがなく、オランダ政府はほとんど無期限に軍隊を維持することができた。そのオランダで最初に斉射戦術が考案されたことは、おそらく偶然ではないだろう³²。

しかしドイツでは事情が違う。神聖ローマ帝国内の諸領邦にはアムステルダムの富も、国家規模の軍事財政システムも存在しなかつた。そして他ならぬヴァレンシュタインも、中隊長として参加した1604年のハンガリー遠征では、給料の滞った軍隊がどのような状態になるのかを目の当たりにすることになる³³。

当時21歳だったヴァレンシュタインがそのとき何を感じたのかはわからないが、こうした問題に対し彼がいかに対処しようとしたのか、次章でみていく。

2. ヴァレンシュタインの軍税制度

ベーメンにおけるプロテスタント貴族の反乱に始まった三十年戦争は、1625年の春、プロテスタント支援を掲げるデンマークの介入を目前に控えていた³⁴。

こうした情勢下、カトリック同盟(Liga, 以下リガ) 総司令官バイエルン選帝侯マクシミリアンからの再三の要請を受け、皇帝フェルディナント二世は同年の7月にヴァレンシュタインを総司令官とする新たな軍の創設に踏み切る。ただし、皇帝自身にこうした財政能力はなかつた。皇帝軍の設立は、ヴァレンシュタインが募兵資金と当面一ヶ月分の維持費を立て替えることを前提としていたのである³⁵。

ヴァレンシュタインが軍隊の立ち上げに必要な資金を肩代わりできたのはそれまでの蓄財によるところが大きいが、彼一人が資金を肩代わりしたのではない。プラハの銀行家ハンス・デ・ヴィッテを通じて資金を借り入れる一方、ヴァレンシュタインは高額の配当を約束することで裕福な貴族を連隊長として事業に加担させ、連隊立ち上げの費用を必要に応じて立て替えさせたのである³⁶。ただしここでの連隊長は、16世紀の中隊長のように下請人になったわけではない。レートリヒが主張するにはヴァレンシュタインが、いわば「総合請負人(general

contractor)」として、請負人である連隊長を皇帝に代わって取り仕切るようになったのである³⁷。

それでは「総合請負人」ヴァレンシュタインの権限とはどのようなものだったのだろうか。

第一章でみたように、そもそも連隊長の人選や契約交渉といった人事は君主の特権であった。ところが1625年の総司令官就任以後、ヴァレンシュタインは自ら候補者と交渉し、契約内容についての合意を取りつけるようになる。こうした権限は1626年のブリュック会談で皇帝側に承認され、ここにヴァレンシュタインは事実上の連隊長任命権を得たといえるだろう。また募兵を開始するにあたって必要な募兵特許状を、ヴァレンシュタインはブリュック会談と同じ1626年には自分の名のもとに発行するようになっている³⁸。

こうしたヴァレンシュタインの権限とそれに伴う皇帝軍の膨張に対し、皇帝の権力拡大を危惧するリガ加入諸侯からは1627年以降、再三に渡り抗議の声が上がった。しかし最終的に1630年のレーゲンスブルク選帝侯会議で解任が決議されるまで苦情が発せられ続けたことを考え合わせると、ヴァレンシュタインの権限に対し、皇帝からの実質的な制限は課されなかつたようである。このことは、皇帝側陣営内では戦争遂行能力がない皇帝よりも債権者であるヴァレンシュタインに主導権があつたことを意味するといえるだろう³⁹。

そうして立ち上げた皇帝軍をヴァレンシュタインはどのように維持したのだろうか。当初必要な経費は自己資金や連隊長の肩代わりによって賄いえたとしても、2万4千もの軍隊の維持にかかる費用はこうした個人的な資産によってどうにかなるものではなかつた⁴⁰。

そこでヴァレンシュタインが用いたものが軍税制度にほかならない。

戦争税とは君主のために諸身分が、あるいは諸身分の同意を得て君主自身が、領内の人民から徴収する中世以来の伝統的な財政手段であった。一方で免焼金とは、敵地におけるいわば「ゆすり」である。それを課された市町村や修道院は、焼き討ちを避けるために金品や食料を提供し、軍の側は必要に応じて支払いの証書を交付した。したがって身代金的な性質を持つともいえるだろう。

両者を比較してみると、第一章で示したように戦争税から君主が得られる資金は滞りがちな上に不充分であった。一方で免焼金は即時の徴収が可能なものの、基本的に一度の行動で焼き討ちができる範囲に限られる。したがって徴収量にも限界があった。性質としてみれば、ヴァレンシュタインの軍税制度はそれら二つの手法を組み合わせたものといえる。つまり武力を背景に広域な占領地、あるいは中立地や自領でも、諸身分の同意を得ることなしに「戦争税」を課したのだ⁴¹。

当初から、軍税制度におけるヴァレンシュタインの意図は、兵の給料を宿営地域の住民から徴収し、現物が納められる場合はそれを給料からの控除というかたちで支給することにあった。そのことは1625年11月にハルバーシュタットで公布された布告(Ordinanz)の中で簡潔に記されている。これによって皇帝軍が宿営する地域の住民は、従来の奉仕(Servis)、すなわち宿舎、光熱用の薪炭と獸脂、調味料等の提供義務に加え、兵の給料すべてを供出することが義務づけられた⁴²。さらに後にはそういった軍隊の維持費に加え、募兵の資金も軍税によって賄われるようになる⁴³。つまり雇い主である皇帝の軍資金に頼らず、最終的には戦争遂行に必要なすべての費用を軍税制度によって調達したことにヴァレンシュタインの独自性があるといつてよいだろう。

軍税の徴収にあたっては、可能な限り対象地域の政体が利用された。アンハルト、シェレ

ジエン、そしてブランデンブルクやポンメルンでは住民からの徴収が領邦当局や市庁に委任され、「比較的整った税組織や行政制度のもと、比較的秩序だったやり方で軍隊の維持が実施された⁴⁴」という。依然として曖昧になりがちだった徴税と掠奪の間に明確な境界線を引いた、とまではいえないが、こうした例はヴァレンシュタインの軍税制度が無秩序な掠奪とは一線を画すものであったことを示す一応の証左といえるだろう。

そもそもヴァレンシュタインは掠奪をはたらく無紀律な軍隊を嫌っていた。ただしそれは「民への思いやりからではなく現実的な見地から」で、軍税の徴収基盤となる民を虐げることは、結局不利益を招くからである。軍税制度が滞りなく実施されるためには、農民が田畠を荒らされることなく作物を収穫し、商人は脅かされることなく交易に勤しむ必要があった。ヴァレンシュタインは誰よりもそのことを認識していた。軍税制度によって傭兵の給料を確保する。それによって掠奪が予防され、軍税の徴収基盤が安定する。そのことがまた給料の支払いを可能にする。ヴァレンシュタインはこうした好循環を理想型として描いていたに違いない⁴⁵。

オランダ式の斉射戦術を視野に入れていたのかはわからないが、こうしたヴァレンシュタインのヴィジョンは軍隊の紀律を前提とする「新しい戦争」とも相性が良いものだといえるだろう。ただし、それはあくまでヴィジョンに過ぎない。その成否は軍税制度がヴァレンシュタインの意図通りに実施されるかどうかにかかっている。

宿営に際して、地域の行政制度が占領時に既に用をなさなくなっていた場合、軍税制度の実施は軍の指揮官に委ねられた。また前述のように、行政が利用できる占領地でも徴収量を最終的に決めるのは軍の指揮官であったから、実質的に軍税制度のあり方を規定したのは彼らだったといえる⁴⁶。三十年戦争期における軍隊の指揮官とは、もちろん軍事企業家である。

したがって、軍事企業家たちは軍税制度の実施にあたってどのように振舞ったのか、いうことが一つの焦点となるだろう。そのことを第三章での検討課題としたい。

3. 軍税制度と軍事企業家

三十年戦争期を通じてドイツで活動した軍事企業家の総数は、レートリヒの算出によるとおよそ1500人に及ぶ⁴⁷。こうした軍事企業家のうちで大多数を占めたのは、16世紀同様に貴族階級の出身者であった。その理由としては、領地経営だけでは生計が立てられなくなった多くの貴族が、軍事企業家という職種に新しい活路を見出したことが挙げられる⁴⁸。

一方で三十年戦争期には兵卒から将校、すなわち軍事企業家層に成り上がり、中には貴族に列せられる者も現れた。グリンメルスハウゼンは『阿呆物語』の中で、農民出身の兵卒から将軍にまで昇りつめたヨハン・フォン・ヴェルトをその代表格として挙げている。だがそれは極めて狭き門でもあった⁴⁹。その背景として、この時期の軍隊は軍事企業家の大半を占める貴族階級の家族事業的な性質を帶びており、軍事的な能力よりもむしろ血縁関係が重視される傾向にあったことが念頭に置かれるべきだろう⁵⁰。

人々が軍事企業家になる動機は様々であった。どの軍事企業家にも、一族の繁栄、権力欲、あるいは冒険心といった要素が大なり小なり当てはまるだろう。ただし、それらは金銭的収入に直結するものであり、金銭的欲求こそが最も根本的な動機付けであったといえる⁵¹。

では、三十年戦争期の軍事企業家はどういったことから利益を得ていたのだろうか。

最初の機会は事業の立ち上げ、すなわち募兵の時に訪れた。16世紀においては募兵の際に

君主から支払われる金額は契約時にあらかじめ定められていたのに対し、17世紀に入るとそうした資金は実際に雇い入れた兵の数に応じて支払われるようになる。つまり支給額が実費に近くなつた。そのため従来のような、経費と支給額の差から得られる利益は著しく減少した。しかしヴァレンシュタインの軍税制度のもとでは、募兵を行う軍事企業家に召集閱兵地での軍税徴収権が与えられるようになる。つまり連隊が存続する限り、軍事企業家は募兵資金の返済と利益を追求することができるようになったのである⁵²。

こうして立ち上げた部隊を経営することから得られる最も基本的な収入は、雇い主からの給料であった。ここで注意したいのは、連隊長による資金供出が前提となっていた皇帝軍では、肩代わりされた費用は後に給料と一緒に割賦返済されたということである。こうした軍事企業家の給料もまた、君主たちや皇帝が支払うのではなく、軍税によって調達された。そのため1625年以降、軍事企業家の給料は個人的な契約書となる「辞令」ではなく、軍税の基礎となる布告の中で規定され、徴収額の一つの基準となつた⁵³。

以上のことから、三十年戦争期においては軍事企業家の利益が軍税制度の中に組み込まれたことがわかる。また、ここまで述べた利益は雇い主との合意に基づいている点で軍事企業家の正当な利益といえるだろう。しかしこうした収入に加え、軍事企業家の利益はしばしば「不正」の色が濃い手法によっても強化されていた。

軍隊が中立地域を通過する際に地域の自治体、特に都市から軍事企業家に贈られる「贈り物」も、その中の一つである。

こうした「贈り物」が賄賂に近い性質を持ったことは想像に難くない。例えばニュルンベルク市は以下の三点の要求を約束させるため、軍事企業家に現金を贈っている。

- (1) ニュルンベルクの領域に軍隊を駐留させない。
- (2) ニュルンベルクの領域を通過しない。通過する場合は可能な限り迅速に通過する。
- (3) 兵に紀律を守らせる⁵⁴。

このうち(1)と(2)の要求から、「贈り物」によってニュルンベルク市が軍隊という「招かれざる客」をよそに向かわせようとしたことが伺える。しかし、特に興味深いのは(3)の要求である。ここでは「贈り物」を贈ることで、軍事企業家が兵に紀律を守らせることが期待されている。言い換れば、傭兵の給料を補うため、つまり傭兵が盗むのではなく購入できるようにするために、都市が資金を提供したのである。しかし、実際にはそれらのほとんどすべてが軍事企業家の懷に収まっていたようだ⁵⁵。

一方で軍事企業家による明らかな不正は、募兵後最初の召集閱兵の時から始まっていた。募兵に対して支給される額、あるいは軍税の徴収が認められる額は召集閱兵時の兵員数が基準となるため、軍事企業家はその時だけ兵員数を水増しして、実数との差を着服したのである。同様に、給料の支払いに際して行われる召集閱兵でも頻繁に人数の水増しが行われた⁵⁶。ただし、雇い主に対するこうした不正は17世紀に始まったことではなく、ランツクネヒト以来のいわば古典的な手法であった。

三十年戦争期により問題となるのは、軍税制度にまつわる不正である。

軍税徴収に際してヴァレンシュタインの指示は明快で、軍税は部隊の定員数ではなく実数に応じて徴収されるべきであった。しかし、こうした規定は実際にはほとんど守られず、大幅に定員割れした部隊も定員分の軍税を徴収するのが普通だったようである。そしてそこに生じた差額は、もちろん軍事企業家が着服した⁵⁷。

また、軍事企業家が露骨に私腹を肥やすため、あるいは給料とは別に前貸し金を取り戻すために軍税を徴収することは、少なくとも皇帝軍では禁じられていた。しかしここでもそうした規制はあまり意味を持たなかったようだ。1632年、1636年、1640年と再三に渡って禁じられねばならなかつたことからも、こうした軍税制度の「濫用」は三十年戦争期を通じて広く行われていたといえるだろう⁵⁸。

しかし軍事企業家の不正の中で最も悪質なものは、給料の横領であった。彼らは傭兵の給料として徴収した軍税を、単に支給しなかつたのである。つまり、「哀れな農民や都市民は、軍隊の維持のため公に徴収されるが実際には高位と下位の指揮官によって盗まれる軍税と、自分達の給料を騙し取られ、それでもなんとか生きてゆかねばならない兵たちによって取り立てられる実際の維持費の、両方を支払う⁵⁹」羽目になったのである。

こうした不正が、傭兵への分配を連隊長や中隊長に任せる16世紀以来の給料の支払い方に根ざしていることは明らかである。軍隊を木になぞらえたグリンメルスハウゼンの有名なアレゴリーは、それについて的確なイメージを与えてくれている。

「この将校たちが最も悦に入る結構な稼ぎどきは、軍事委員が姿を見せて、箋いっぱいの黄白を木にふりかけ、木に生氣を取り戻させようとする時であつて、そういう時に上枝の連中は落ちてくる黄白のめぼしいのを受けとめてしまい、下枝の連中へは殆ど何も落としてやらなかつた。そのために、下枝の連中は敵前で死ぬよりも空腹で死ぬ者の数が多かつたが、上枝の連中はこの二つの危険のどちらからも超然としているらしかつた⁶⁰」。

以上のことから、三十年戦争期の将校はあくまで軍事企業家であり、利益獲得を最優先する「傭兵隊長的性格」を多分に有した存在であったことがわかる。また上からの規制が限定的な意味しか持ちえなかつた背景としては、皇帝に対するヴァレンシュタインの立場と同様に、個々の軍事企業家もまたヴァレンシュタインや他の雇い主に対する債権者であったことが考えられる⁶¹。そして軍税制度の実施にあたつて彼らが課した必要以上の負担は、最終的には対象地域から支払い能力を奪つていつたのである⁶²。また軍事企業家による傭兵の給料横領は、ヴァレンシュタインが描いた構想を根幹から脅かすものであったといえるだろう。

次章では、このようにヴァレンシュタインの意図どおりには実施されなかつた軍税制度のもとで、傭兵たちがどのような生活条件におかれていかたのか、またそれに対しどのような反応を示したのか、紀律のあり方を一つの指標として探っていく。

4. 軍税制度と傭兵

近世において「国籍」という概念は曖昧な意味しか持ちえないが、それでも三十年戦争期の軍隊は実に雑多な人々によって構成されていた。立ち上げ当初は募兵地周辺の出身者によって構成されていた部隊も、消耗のため行く先々で兵員を補充しなければならなかつたし、いわゆる「出稼ぎ傭兵」も加わつたからである⁶³。

しかし人々はなぜ傭兵になるのだろうか。古参の將軍サヴォニヤンが1572年に残した言葉には説得力がある。つまり、「店で働いたり、職人になつたりするのが嫌だから。刑罰を逃れるため。新しいもの見たさ。名譽を求めて—しかしこういった動機はごく少ない」。ほとんど

の人々は、とサヴォニヤンは続ける。「生き延びるのに足りるだけのものを、さらに靴とか他の、生活をましなものにしてくれる物のために、はした金を得たいと願って⁶⁴」傭兵になつたのである。さらに、戦争によって生活基盤を破壊され、軍隊に入る以外に生きる術を失つた農民や都市民もこれに加わる。実のところ三十年戦争期の傭兵は、その多くがもともとは平和な農民や都市民だったようである⁶⁵。

「軍服なくして紀律なし」とはフリードリヒ大王の言葉だが、三十年戦争期の傭兵はその多くが「ぼろ」を身にまとっていた⁶⁶。例えば1637年にバイエルン選帝侯マクシミリアンは、自軍の様子を以下のように報告している。「騎兵のほとんどは徒歩で行軍している。不幸な兵たちは貧窮し、みすぼらしく、着るものもないか、あっても着古しており、空腹を抱えている。正直なところ、憐れみを感じずにはいられない姿である⁶⁷」。

ではそうした傭兵たちはどのような環境に暮らしていたのだろうか。

ヘイルは16世紀の軍隊を「歩く都市(walking city)」と表現したが、三十年戦争期の軍隊についてもその言葉はそのまま当てはまる⁶⁸。1622年、プファルツから転戦してきたスペイン軍を目撃したカルヴァン派の牧師は伝える。「かくも小さな体にこれほど長い尾のついているものがあつただろうか…わずかばかりの軍隊に、それをはるかに上回る数の荷車、荷馬車用の馬、駄馬、酒保商人、従僕、女、子供、さらに野次馬までもがついている⁶⁹」。

宿营地では、こうした馬車や荷車が周りを取り囲むように配置され、簡易の「城壁」を築いた。酒保商人たちは専任の将校によって営業する場所を割り振られ、宿营地内の「市」や「宿营地通り」沿いに露店を設置する。大規模な商人になるとお抱えの従業員を何人も持ち、「ワイン、ビール、タバコ、酢、油、パンやベーコンといったあらゆる食料を扱うが、小規模な行商人はもっぱらブランデーやタバコを売っていた⁷⁰」。

たいていの傭兵は妻と子供を連れていた。ただし近世の軍隊における妻の定義は極めてあいまいで、それはしばしば娼婦を意味する。だが性的な側面だけでなく、女たちは様々な面で軍隊を支えていた。グリンメルスハウゼンもこうした女たちの様子を描き出している。

「兵隊のなかにはそういう憐れな生活の中で女房を持っている奴がいたが、それは女房どもの縫いもの糸紡ぎ、呼び売り、行商、またはかっぱらいで食べさせてもらうためであった……（中略）……ある女房は縫いものができる、さまざまな縫いと模様縫いをして金を稼いでいた。ある女房は田野から食べものを拾ってくるほかに芸がなかった。冬は蝸牛を掘り、春は萵苣を摘み、夏は鳥の巣から雛を攫い、秋は秋でさまざまな御馳走を手に入れた。ある女房は驅馬のように薪を負って売り歩き、ある女房は何かをひさぐのであった⁷¹」。

この記述からは、軍隊に同行した女たちの様子だけでなく、兵隊稼業から得られる収入だけでは生きていけない傭兵の給料事情も察することができるといえるだろう⁷²。

傭兵の給料がなかなか支給されなかつたことは前章で述べた。ただし、三十年戦争期における「給料の未払い」とは基本的に現金の支給がなされないことを示すのであって、現物は多かれ少なかれ支給されていた。宿营地ではその地の行政から食料が納められたし、農村や都市で寄宿している場合は家主から生活必需品の提供(Hausmannskost)を受けていた⁷³。しかし、それらは当然「家族みんな」で分けねばならない⁷⁴。また宿营地周辺が度重なる軍隊の通過や

軍税徴収によって荒廃してくれば、それすら滞る。そうした場合は1632年にニュルンベルク郊外に駐留していたスウェーデン軍のように、大量の兵が脱走した⁷⁵。

軍隊生活における食料事情は傭兵の手記に記されている。時には充分な食料を得られる日もあった。「バーデンに宿営。大量に食べ、大量に飲む…大変結構」。あるいは、「カシュビアンにて。牛肉は食べ飽きた。ガチョウか鴨か鶏を食べたい」。しかし、同じ手記には厳しい日々の方が多く記されている。「今回の宿営ではパンが非常に不足している」。「ここでは兵隊が多くてパンや肉を手に入れるのが難しい」。あるクリスマスには、「十四日間待機する。クリスマスをドナウ川の水で祝う。パンはひとくちも口にせず⁷⁶」。

食料が不足すると、傭兵たちはそれを調達に出かけた。そして大抵は「食料さがしに始まり、掠奪遠征に終わった⁷⁷」。掠奪の被害者はいつも農民だった。ただし農民たちもそれに甘んじていたわけではない。兵隊が農民に虐殺されることも同じくらい多かった⁷⁸。

こうした掠奪は兵の身を危険に晒すだけでなく軍の統制を乱すものであったから、どこの軍紀でも禁じられていた⁷⁹。とくにヴァレンシュタインが掠奪を嫌っていたことは先に示した通りである。しかし、給料の未払いというかたちで既に契約を破っている君主や軍事企業家が、そのせいで自力救済せざるをえない傭兵に紀律を課すことなどできただろうか。そのうえ指揮官である軍事企業家はしばしば傭兵の給料を横領していたのである⁸⁰。

確かに、給料が支払われて雇い主側の義務が一時的に満たされたり、無秩序があまりにひどくなったりすると、紀律の強化が図られることはあった⁸¹。しかし、紀律を強化したところで、給料の問題が解決するわけではない。1632年にシュレジエンから送った手紙の中で、ザクセン軍のアルニム将軍はそのことを明確に述べている。「ほとんど毎日のように絞首刑をしているが何の効果もない。兵たちは給料をまったく受け取っておらず、そのため他に生きる術を求めるしかないと主張する⁸²」。

その結果は宿営地域のさらなる荒廃であった。レートリヒの言葉を借りると、「こうして悪循環が生まれた。手に入る食料は一層少なくなり、軍税からの収益も小さくなる。[その結果]給料は減らされ、飢餓がさらにはびこり、新たな強盗が生まれ……」と続く⁸³。

グスタフ・アドルフが生きている1631年の時点で、スウェーデン軍でもそうした問題が表面化していた。本国の宰相アクセル・オクセンシャーナに、王は伝える。「我が軍は大変な貧窮と困難、そして無秩序の中にいる。召使はみな去り、我々は付近のものすべてを荒廃させ、破壊することでなんとか戦争を遂行している。今こうしている間にもそうしたことが起きているのだ。盜みや掠奪以外に、我々には兵たちを満足させる手立てがないためである⁸⁴」。

自身もかつて兵卒だったヴェルト将軍は、兵の惨状をさらに克明に伝えている。

「兵たちは十日から二十日もパンを口にしていない。彼らは死んだ馬だけを食べて命をつないでいる。なかには薪木やドングリを集め、近くの町でパンと交換している者もいる。(中略) 口約束のためだけに、兵たちは犬のように敵に向かって追い立てられ、最後には頭を貫く銃弾か、あるいは他のかたちで迎える死によってそれに報いられている。幾度も優秀を見せた勇敢な古参の連隊が、このまま不当にも崩壊させられていこうものなら、私はこのことを、誓って、忘れることができないだろう⁸⁵」。

ヴェルトがこの手紙を書いていた時、まさに反乱が起きようとしていた。そしてヴェルト

自身も将兵に対する自信を失っていたのである。

もちろん、すべての軍隊がこのような状態にあったわけではない。『阿呆物語』の中で六つの軍を渡り歩いた人物は、ヴェストファーレンに駐屯するオランダ軍では紀律化が進んでいたことを苦々しく証言している。すなわち、「給金はよくなつたが、生活が野暮臭くて、おれの趣味に合わなかつたんだ。兵隊は坊主扱いをされ、きびしく眼を光らされ、尼よりもお行儀をやかましく言われるんだ⁸⁶」。

『阿呆物語』の中ではドイツにおける他の軍について、そうした紀律化を示す記述は見られない。だがレートリヒは警句を投げかけている。「普通の行いはまず記録されることがないということを忘れてはならない。同様に、悲惨な報告が支配的ではあるが、軍隊や個々の兵による分別ある振る舞いを証言する史料もある、ということもまた忘れてはならない⁸⁷」。

つまりところ、対象となる軍隊や時期、あるいは戦況によって紀律のあり方は様々であった、というやや無難な見方が真相に近いのかもしれない。しかし、年代記に記された際限ない不平の声や、ヴェルトの報告が指し示す状況が、当該時期の軍隊のあり方に関して一つの支配的な類型であったことは疑いようがない⁸⁸。それは次のように示すことができるだろう。

掠奪と破壊の悪循環により地域が荒廃し、軍税はわずかずつしか届かないか、まったく届かない。現金の給料が支払われず、傭兵の購買力が無くなれば酒保商人も寄り付かなくなる。その結果、傭兵だけでなく女や子供までもが腹を空かし、食べ物を求めて宿営地域を掠奪してまわる。最終的には多くの兵が脱走するか、反乱が起きる。

おわりに

ヴァレンシュタインの軍税制度は少なくとも軍隊への食料供給について、新たな可能性をもたらしたといえるだろう。軍隊は食料を組織的に調達し、現物の給料というかたちではあるが、それを傭兵に支給するようになったのである。しかし現金の給料という点で、軍税制度は傭兵たちに安定した収入をもたらすものではなかった。

なぜ、三十年戦争期の軍税制度は安定した収入源となることができなかつたのだろうか。

それについてヴァレンシュタインの伝記著者ゴーロ・マンの見解は明快だ。すなわち、「彼に使うことのできた媒介者に問題があつた⁸⁹」のである。

三十年戦争期の軍隊は、給料の支払い方に関して16世紀の軍隊と何ら変わることろがなかつた。そして軍事企業家もまたこれまで同様に、自己の利益獲得を行動の規範とする傭兵隊長的性格を多分に有していたのである。彼らは雇い主の債権者であるという強みを活かして軍税制度を最大限に利用し、調達された傭兵の給料を横領さえした。

グリンメルスハウゼンの「木のアレゴリー」を引用していることから、パーカーが軍事企業家によるこうした不正を認識していることは明らかである。しかし、そこではもっぱら16世紀におけるのと同じ、君主からの支払いに関する不正を示すために「木のアレゴリー」が用いられているように思われる。つまり、パーカーもまた不正の被害者であった傭兵たちが掠奪によって命をつないでいたことを指摘するが、軍税制度をこうした掠奪に代わって考案された一つの解決策として位置づけているのである⁹⁰。

そうではなくて、軍税制度によって調達された給料もまた、軍事企業家に横領されたのである。その結果、掠奪と無紀律が生まれたのだ。したがって、軍税制度はヴァレンシュタインによる一つの「解答」ではあっても、「解決策」ではありえない。

もっとも、軍税制度を解決策として位置づけ、同じ時期に斉射戦術の普及を主張している点、パーカーの論に矛盾はないといえるだろう。同様に、16世紀末から17世紀前半にかけての時期、軍隊の紀律がそれまでになく重視されるようになった、という点でパーカーの主張は正しいかもしれない。この点においては、「軍事革命」と「社会的紀律化」の接点が見出されるとすらいえるだろう⁹¹。しかし軍税制度を例としてみれば、そうした上からの取り組みはそのまま現実に反映されたわけではなく、実行する過程で逆に下、すなわち兵の側からも強く影響を受け、変容していくものであった。こうした事例は三十年戦争期に限らず、「軍事革命」における様々な局面で見出せるはずである。

「軍事革命」をめぐる大枠での議論が出尽くした感のある今、その中で「改革」と位置づけられてきた個々の事象を下からの働きかけとの相互関係の中に置き、捉えなおすことで、より深みのある議論が可能になるのではないだろうか。

《註釈》

- ¹ B. R. Kroener/ R. Pröve, Hrg., *Krieg und Frieden: Militär und Gesellschaft in der frühen Neuzeit*, Paderborn, München/Wien/Zürich, 1996. 同様に、近年の研究が反映された論集としては、R. Pröve, Hrg., *Klio in Uniform? Probleme und Perspektiven einer modernen Militärgeschichte der frühen Neuzeit*, Köln/Weimar/Wien, 1997. がある。[以下、それぞれ Kroener/ Pröve, *Krieg und Frieden*; Pröve, *Klio* と略す]。また、軍隊を歴史学のテーマとして扱うことについてのドイツにおける史学史的な経緯については、R. Wohlfel, "Überlegungen zum Begriff 'Militärgeschichte'", in S. Kroll/ K. Krüger, Hrg., *Militär und ländliche Gesellschaft in der frühen Neuzeit*, Münster/ Hamburg/ London, 1999, S.15-22. 邦語の動向論文としては、鈴木直志「近世ドイツにおける軍隊と社会—「軍隊の社会史」研究によせて」(『桐蔭法学』6巻1号, 1999年所収); 阪口修平「近世ドイツ軍事史研究の現況」(『史学雑誌』110編6号, 2001年所収)を参照。
- ² 大久保桂子「軍事史の過去と現在」(『國學院雑誌』98巻10号, 1997年所収); 同「ヨーロッパ「軍事革命」論の射程」(『思想』881号, 1997年所収)を参照。以下、「軍事革命」をめぐる研究史は特に後者を参考にしている。
- ³ 「新しい軍事史」についてはさしあたり 大久保「軍事史の過去と現在」を参照。「軍事革命」をめぐる論争は論集としてまとめられている。C. J. Rogers, ed., *The Military Revolution Debate: Readings on the Military Transformation of Early Modern Europe*, Boulder, Colorado, 1995.
- ⁴ M. Roberts, "The Military Revolution, 1560-1660", in *Ibid.*, pp. 13-35.
- ⁵ G. Parker, "The Military Revolution, 1560-1660"—A Myth?", in *Ibid.*, pp. 37-54.
- ⁶ Parker, *The Military Revolution: Military Innovation and the Rise of the West, 1500-1800*, Cambridge, 1988, pp. 146-154。[(大久保桂子訳)『長篠合戦の世界史—ヨーロッパ軍事革命の衝撃 1500-1800年』同文館, 1995年, 200-210頁。] なお、以下本稿中の参照箇所指示は大久保訳に拠るものとする。
- ⁷ Parker, "The Soldiers of the Thirty Years War", in K. Repgen, Hrg., *Krieg und Politik 1618-1648*, München, 1988, pp. 303-315。[以下, Parker, "The Soldiers of the Thirty Years' War"と略す]
- ⁸ ブラックはこれらの見解において、軍事的革新と中央集権国家形成の因果関係をパーカーと真逆にとらえている。J. Black, "A Military Revolution? A 1660-1792 Perspective", in Rogers, ed., *op. cit.*, pp. 95-114.
- ⁹ Rogers, "The Military Revolution of the Hundred Years War", in *Ibid.*, pp. 55-93.
- ¹⁰ D. A. Parrott, "Strategy and Tactics in the Thirty Years' War: The 'Military Revolution'", in *Ibid.*, pp. 227-239。[以下, Parrott, "Strategy"と略す]
- ¹¹ *Ibid.*, pp. 239-246。スウェーデン軍の軍税制度については、Parker, ed., *The Thirty Years' War*, London, 1997, pp. 111-122; S. Lundkvist, "Schwedische Kriegsfinanzierung 1630-1635", in H. U. Rudolf, Hrg., *Der Dreißigjährige Krieg: Perspektiven und Strukturen*, Darmstadt, 1977, S. 298-303。フランス軍については、Parrott, "Strategy", pp. 241-243。
- ¹² 大久保前掲論文, 159-160頁。

- ¹³ Partott, "Strategy", p. 227.
- ¹⁴ パーカー前掲書, 29 頁; Parker, "The Soldiers of the Thirty Years' War", pp. 312-315.
- ¹⁵ 「社会的紀律化」については, G. エストライヒ「ヨーロッパ絶対主義の構造に関する諸問題」[F. ハルトウング, R. フィアハウスほか(成瀬治編訳)『伝統社会と近代国家』岩波書店, 1982 年所収], 245-256 頁; 阪口修平「社会的紀律化と軍隊」(二宮宏之ほか『規範と統合<シリーズ世界史への問い 5 >』岩波書店, 1990 年所収), 221-244 頁; W. Schulze, "Gerhard Oestreichs Begriff 'Sozialdisziplinierung in der Frühen Neuzeit'", *Zeitschrift für historische Forschung* 14, 1987, S. 265ff; M. Dinges, "Frühneuzeitliche Armenfürsorge als Sozialdisziplinierung? Problem mit einem Konzept", *Geschichte und Gesellschaft* 17, 1991, S. 5-29.
- ¹⁶ 戦争介入当初は自国の徴募兵が高い比率を占めていたスウェーデン軍においても、戦争の経過に伴う兵の消耗のため、まもなくドイツで募った傭兵が大多数を占めるようになっていった。A. Aberg, "The Swedish Army, from Lützen to Narva", in M. Roberts, ed., *Sweden's Ages of Greatness 1632-1718*, London, 1973, p. 267; P. Sörensson, "Das Kriegswesen während der letzten Periode des Dreissigjährigen Krieges", in Rudolf, Hrg., *op. cit.*, S. 433. [以下, Sörensson, "Kriegswesen"と略す]
- ¹⁷ ランツクネヒトの語源と語義については諸説があるが、15 世紀末から 16 世紀末にかけてのスイス誓約同盟を除くドイツ語圏、特に南ドイツ出身の傭兵のことを指すと考えてよいだろう[R. バウマン(菊地良生訳)『ドイツ傭兵の文化史—中世末期のサブカルチャー／非国家組織の生態誌』新評論, 2002 年, 46-70 頁]。
- ¹⁸ F. Redlich, *The German Military Enterpriser and his Work Force (Vierteljahrsschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte, Beihefte 47-48)*, Wiesbaden, 1964-1965, vol. 1 [of 2 vols.], pp. 30-32. [以下, Redlich, *Military Enterpriser* と略す。なお、第 1 卷参照の場合、以下では巻表記を省略する]
- ¹⁹ 募兵にかかった費用と君主から支払われる金額の差は、軍事企業家の正当な利益として認識されていた。つまり経費を抑えれば抑えるほど軍事企業家は利益を上げることができたのである。Ibid, pp. 47f.
- ²⁰ Ibid., p. 33; Sörensson, "Kriegswesen", S. 437. なお、戦争税については第二章で詳しく論じる。
- ²¹ Redlich, *Military Enterpriser*, pp. 39f. 戰闘単位、指揮官の名称については、P. Burschel, *Söldner im Nordwestdeutschland des 16. und 17. Jahrhundert*, Göttingen, 1994, S. 129. [以下, Burschel, *Söldner* と略す]
- ²² 募兵の流れについては、Redlich, *Military Enterpriser*, p. 41; バウマン前掲書, 79-124 頁。
- ²³ Burschel, *Söldner*, S. 115-129; Redlich, *Military Enterpriser*, pp. 47-48.
- ²⁴ Redlich, *Military Enterpriser*, p. 132; Burschel, *Söldner*, S. 192-195.
- ²⁵ Redlich, *Military Enterpriser*, pp. 132-141.
- ²⁶ Redlich, "Contributions in the Thirty Years War", *Economic History Review* 12, 1959, pp. 247-254. [以下, Redlich, "Contributions" と略す]
- ²⁷ Redlich, *Military Enterpriser*, p. 52.
- ²⁸ Ibid., p. 133.
- ²⁹ 酒保商人については、Redlich, "Der Marketender", *Vierteljahrsschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte* 41, 1954, S. 227-252. 物資調達については、J. R. Hale, *War and Society in Renaissance Europe, 1450-1620*, London, 1985, pp. 159-160; M. S. Anderson, *War and Society in Europe of the Old Regime, 1620-1789*, London, 1989, pp. 58-63; Parker, *The Army of Flanders and the Spanish Road 1567-1659*, Cambridge, 1972, pp. 86-101.
- ³⁰ Redlich, *De Praeda Militari: Looting and Booty 1500-1815*, Wiesbaden, 1956, p. 60. [以下, Redlich, *De Praeda Militari* と略す]；山内進『掠奪の法観念史—中・近世ヨーロッパの人・戦争・法』東京大学出版会, 1993 年, 26, 186 頁。
- ³¹ Redlich, *Military Enterpriser*, p. 135. 軍務拒否が軍隊の統制に与えた影響に関しては Ibid., p. 137; Hale, *op. cit.*, p. 171; Anderson, *op. cit.*, p. 53; Burschel, *Söldner*, S. 195-198.
- ³² Parker, "Military Revolution", p. 48; パーカー前掲書, 88 頁。
- ³³ G. Mann, C. Kessler, trans., *Wallenstein: His Life Narrated*, London, 1976, pp. 64f. この時冬営中だった皇帝軍は給料の滞りから生じた兵の軍務拒否によって機能が麻痺し、ヴァレンシュタインは支払いを催促するためベーメンに派遣された。
- ³⁴ 「三十年戦争」の概念については、K. Repgen, "Über die Geschichtsschreibung des Dreißigjährigen Krieges: Begriff und Konzeption", in Repgen, Hrg., *op. cit.*, S. 1-79; G. Schmidt, *Der Dreißigjährige Krieg*, München, 1995, S. 8, 96.
- ³⁵ Mann, *op. cit.*, pp. 271-273; 中村賢二郎「傭兵隊長ヴァレンシュタインと国家権力」(京都大学文学部西

- 洋史研究室編『傭兵制度の歴史的研究』比叡書房, 1955年所収), 125頁.
- ³⁶ ヴァレンシュタインが総司令官に就任するまでの経歴と蓄財については, Mann, *op.cit.*, pp. 60-252. ハンス・デ・ヴィッテについては, *Ibid.*, pp. 314-316; A. Ernstberger, *Hans de Witte, Finanzmann Wallensteins*, Wiesbaden, 1954.
- ³⁷ Redlich, *Military Enterpriser*, pp. 229-231.
- ³⁸ ただし, 「辞令」の発行は皇帝の特権として残されている. M. Ritter, "Das Kontributionssystem Wallensteins", *Historische Zeitschrift* 90, 1903, S. 207-209; Redlich, *Military Enterpriser*, p. 230.
- ³⁹ Ritter, *op. cit.*, S. 208-209; Redlich, *Military Enterpriser*, p. 230; Parker, ed., *The Thirty Years' War*, pp. 90-91.
- ⁴⁰ ヴァレンシュタインは当初二十個連隊を立ち上げたが, 一個歩兵連隊が年間に必要とする費用は50万グルデンに及んだ. それに対しヴァレンシュタインの個人的な収入は, 良い年でも年間70万グルデンに過ぎなかつたのである. Mann, *op. cit.*, p. 271.
- ⁴¹ 「戦争税」と免焼金の法的位置づけについては, Redlich, "Contributions", pp. 247-251; Idem, *De Praeda Militari*, pp. 44-48; Idem, *Military Enterpriser*, p. 57.
- ⁴² Ritter, *op. cit.*, S. 217-219; 中村前掲論文, 136頁. ハソレバーシュタットの布告については, Ritter, *op. cit.*, S. 223; Redlich, *Military Enterpriser*, pp. 487-488.
- ⁴³ 物資の運送や, 1626年のデッサウのように陣地や要塞強化のための賦役労働が課されることもあった. Ritter, *op. cit.*, S. 242-243; 中村前掲論文, 138頁.
- ⁴⁴ Ritter, *op. cit.*, S. 229-230. Sörensson, "Kriegswesen", S. 442も参照.
- ⁴⁵ Mann, *op. cit.*, pp. 303-308, 455-457; Redlich, *De Praeda Militari*, p. 48.
- ⁴⁶ Ritter, *op. cit.*, S. 238-240; Redlich, "Contributions", p. 251.
- ⁴⁷ Redlich, *Military Enterpriser*, pp. 205-210.
- ⁴⁸ Redlich, *Military Enterpriser*, pp. 411-414.
- ⁴⁹ H. J. フォン・グリンメルスハウゼン(望月市恵訳)『阿呆物語(上巻)』岩波文庫, 1954年, 第十七章を参照. なお, 参照にあたり旧字体や読みにくい漢字は表記を改めた. グリンメルスハウゼンは1620年代前半に生まれ, 1640年代にはマスケット銃兵として三十年戦争に従軍した人物である. 『阿呆物語』はその時の経験をもとに執筆された長編小説で, 同時代人の視点から三十年戦争期の軍隊と社会を描いた史料として高く評価されている. Redlich, *Military Enterpriser*, pp. 146-147; 鈴木直志『ヨーロッパの傭兵<世界史リブレット80>』山川出版社, 2003年, 6頁.
- ⁵⁰ Hale, *op. cit.*, pp. 130-133; Redlich, *Military Enterpriser*, pp. 296-305, 431-434.; Burschel, *Söldner*, S. 202-205.
- ⁵¹ *Ibid.*, pp. 446-453.
- ⁵² Sörensson, "Kriegswesen", S. 439-440; Redlich, *Military Enterpriser*, pp. 47-48, 317-320.
- ⁵³ *Ibid.*, pp. 258, 308-310.
- ⁵⁴ *Ibid.*, p. 333から引用.
- ⁵⁵ *Ibid.*, pp. 333-334. また *Ibid.*, pp. 338-341では1625年から1627年にかけてニュルンベルク市が贈った「贈り物」の金額と目的, 受領者が表出されている.
- ⁵⁶ 16世紀における兵員数のごまかしについては, Redlich, *Military Enterpriser*, pp. 50-52; Hale, *op. cit.*, pp. 71, 113-114. 三十年戦争期については Sörensson, "Kriegswesen", S. 438; Burschel, *Söldner*, S. 123-125.
- ⁵⁷ Redlich, *Military Enterpriser*, p. 369.
- ⁵⁸ *Ibid.*, pp. 359-360; Redlich, *De Praeda Militari*, pp. 46-47.
- ⁵⁹ *Ibid.*, p. 370. Sörensson, "Kriegswesen", S. 446も参照.
- ⁶⁰ グリンメルスハウゼン前掲書, 89頁.
- ⁶¹ 中村前掲論文, 130-131, 154-156頁.
- ⁶² Ritter, *op. cit.*, S. 238-240.
- ⁶³ Redlich, *Military Enterpriser*, p. 456; Burschel, *Söldner*, S. 145-165.
- ⁶⁴ Hale, *op. cit.*, p. 109. ほぼ同じ箇所の引用がパーカー前掲書, 67頁にも見られるが, 訳はそれに拠っていない. Anderson, *op. cit.*, p. 46も参照.
- ⁶⁵ Redlich, *Military Enterpriser*, p. 457; Burschel, *Söldner*, S. 54-96; 鈴木前掲書, 12-19頁.
- ⁶⁶ Roberts, "The Military Revolution, 1560-1660", p. 15.
- ⁶⁷ Redlich, *Military Enterpriser*, p. 475. 一方で, 軍服統一への試みも確かに三十年戦争期に見られる. Anderson, *op. cit.*, pp. 62-63; Parker, ed., *Thirty Years' War*, pp. 171-172; パーカー前掲書, 97-102頁.
- ⁶⁸ Hale, *op. cit.*, p. 159.

- ⁶⁹ C. A. Campan, ed., *Bergues sur le Soom assiégée, 1622*, Brussels, ²1867, p. 247, cited in Parker ed., *Thirty Years' War*, p. 178. 同じ引用が、パーカー前掲書、108頁にもあるが、訳はそれに拠らない。
- ⁷⁰ Turner, *Memoirs of His Own Life and Times, 1632-1670*, London, 1829, pp. 207-208, cited in G. Mortimer, *Eyewitness Accounts of the Thirty Years War*, New York, 2002, p. 33. 酒保商人については特に、Redlich, "Der Marketender", S. 227-244 を参照。
- ⁷¹ グリンメルスハウゼン前掲書中巻、172-173頁。
- ⁷² 軍隊に同行した女たちについては、K. Hageman, "Militär, Krieg, und Geschlechterverhältnisse: Untersuchungen und Fragen zur Militärgeschichte der Frühen Neuzeit", in Pröve, Hrg., *Klio*, S. 57-77; B. R. Kroener, "... und ist der Jammer nicht beschreiben Geschlechterbeziehungen und Überlebensstrategien in der Lagergesellschaft des Dreißigjährigen Krieges", in K. Hagemann/ R. Pröve, Hrg. *Landsknechte, Soldatenfrauen und Nationalkrieger: Militär, Krieg und Geschlechterordnung im historischen Wandel*, Frankfurt/New York, 1998, S. 279-298.
- ⁷³ Redlich, *Military Enterpriser*, p. 504. 軍から支給されるそうした現物給料は、大体どの軍でも一日あたりパン1ポンド、肉とチーズまたは魚を1ポンド、ビール6ペイントかワイン3ペイントと定められていたようである。パーカー前掲書、103頁；中村前掲論文、129頁。
- ⁷⁴ 「家族みんな (Kind und Kegel)」という表現は熟語になって現在でも残っている。Redlich, *Military Enterpriser*, pp. 464, 509. そうした家族との生活については、Mortimer, *op. cit.*, pp. 34-35に詳しい。
- ⁷⁵ Redlich, *Military Enterpriser*, pp. 474-476; Parrott, "Strategy", p. 243; Parker, ed., *Thirty Years' War*, pp. 117, 180.
- ⁷⁶ J. Peters, Hrg., *Ein Söldnerleben im Dreißigjährigen Krieg; Eine Quelle zur Sozialgeschichte*, Berlin, 1993, S. 42-43, 65-69, cited in Mortimer, *op. cit.*, p. 32.
- ⁷⁷ Redlich, *Military Enterpriser*, p. 510.
- ⁷⁸ グリンメルスハウゼン前掲書、特に上巻第十三から十五章を参照。軍隊と農民の関係については、Redlich, *Military Enterpriser*, pp. 515-526; Hale, *op. cit.*, Chap. 7; M. Kaiser, "Die Söldner und die Bevölkerung. Überlegungen zu Konstituierung und Überwindung lebensweltlichen Antagonismus", in S. Kroll/ K. Krüger, Hrg., *Militär und ländliche Gesellschaft in der frühen Neuzeit*, Münster/ Hamburg/ London, 1999, S. 79-119.
- ⁷⁹ Sörensson, "Kriegswesen", S. 445-447.
- ⁸⁰ Redlich, *Military Enterpriser*, pp. 467, 509.
- ⁸¹ 紀律の強化はたいてい突然行われ、見せしめとして不品行者が絞首刑に処された。Ibid., pp. 468-469.
- ⁸² Mann, *op. cit.*, p. 630.
- ⁸³ Redlich, *Military Enterpriser*, pp. 510-511. 括弧内は筆者が補った。
- ⁸⁴ Th. Lorenzen, *Die schwedische Armee im Dreissigjährigen Kriege*, Leipzig, 1894, cited in M. V. Creveld, *Supplying War: Logistics from Wallenstein to Patton*, Cambridge, 1977, p. 14. もっとも、送金の催促という性質上、以下本文で挙げる報告も額面通りに受け取るわけにはいかない。だが少なくとも給料と紀律の関係に対する指揮官達の認識を示していることは明らかであろう。
- ⁸⁵ レートリヒがほぼそのまま英訳したヴェルトの手紙より訳出。Rheinische Kulturgeschichte, in Arbeitsgemeinschaft der Rheinischen Geschichtsvereine, *Jahrbücher*, III, 1941, 28ff, cited in Redlich, *Military Enterpriser*, pp. 513-514.
- ⁸⁶ グリンメルスハウゼン前掲書、226頁。
- ⁸⁷ 例えばウリゼス・フォン・サリス・マルシュリンは個人的にハプスブルグ家と敵対していたにも関わらず、回想録の中で1629年にグリソンを通過した皇帝軍の紀律の良さに賛辞を贈っている。Ibid., p. 531.
- ⁸⁸ Ibid., pp. 531-532.
- ⁸⁹ Mann, *op. cit.*, p. 312.
- ⁹⁰ Parker, "The Soldiers of the Thirty Years' War", pp. 309-310.; パーカー前掲書、89-91頁も参照。
- ⁹¹ G. エストライヒ（阪口修平、千葉徳夫、山内進編訳）『近代国家の覚醒—新ストア主義・身分制・ボリツァイ』創文社、1993年、90頁。